

1 「就学援助」とは？

経済的な理由でお子様を就学させることが難しい方に、学用品費や給食費等、就学に必要な費用を教育委員会が援助する制度です。

2 「就学援助」の対象者は？

次の①または②のうち、生活保護を受けられている方に準ずる程度に生活が困窮しており、教育委員会が援助を必要と認定した方です。

- ①小松島市内に住所を有する方
- ②小松島市外に住所を有するが、小松島市内の小・中学校にお子様を通学させている方

3 「就学援助」を受けるには？

申請が必要です

『就学援助申請書』を、お子様が通学している学校へ提出してください。

- ・お子様が2人以上いる場合も、提出は1枚で構いません。
- ・小・中学校両校にお子様を通学している場合は、小学校へ提出してください。
- ・郵送による提出は受け付けておりません。

現在、小松島市外に住所を有する方は、住民票(同じ住所にお住まいの方全員分)をあわせて提出してください。

提出締め切り：令和2年4月30日(木)

！5月以降も提出は可能ですが、認定された場合、提出月の翌月分からの援助となります。
(例:5月1日に提出した場合 → 6月分から援助(4月分と5月分は援助されません))

その他、書類の提出を求める場合がありますので、詳しくは教育委員会学校課までお問い合わせください。

審査があります

援助を受けられるかどうかの、審査があります。

審査は、同じ住所にお住まいの19歳以上の方全員の、前の年の総所得額により行います。
なお、住民票の世帯を分けていても、同住所の方の所得は全て合わせて審査を行います。

！前の年(令和元年)の所得の情報がないと、審査を行うことができません

確定申告をしていない方、年末調整を受けていない方は、速やかに申告をしてください。

所得がなくても申告する必要があります。

教育委員会からの連絡後も申告のない場合、就学援助の申請を却下することがあります。

4 審査結果の通知

4月30日までに申請をされた方には6月下旬頃に、以降は随時、教育委員会より通知します。

なお、審査結果に不服のある場合は、教育委員会に対して審査請求ができますので、教育委員会学校課までお問い合わせください。

5 援助額等

(援助額は変更する場合があります)

援助費目	援助対象者		援助額		援助方法・時期	
			小学校	中学校	学校長委任払	直接口座振込
学用品費	全学年	小 松 島 市 内 に 在 住	年額 11,520円	年額 22,510円	年3回 (8月・12月・3月)	
通学用品費	1学年以外の学年		年額 2,250円	年額 2,250円		
※1 新入学用品費 (入学後)	4月30日までに 申請のあった1学年		年額 50,600円	年額 57,400円	8月	
※2 新入学用品費 (入学前)	翌年度に小・中学校へ 入学する者		年額 50,600円	年額 57,400円	3月	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	参加者		上限額 1,580円	上限額 2,290円	参加確認後、 直近の支給月	
修学旅行費	参加者	上限額 21,670円	上限額 60,300円			
※3 給食費	全学年	小 松 島 市 内 の 小 ・ 中 学 校 に 通 学	実費		8月	年3回 (8月・12月・3月)
※4 医療費	学校病治療の 指示を受けた者		自己負担額 (医療費の3割部分)		市教育委員会が 医療機関に直接支払	

※1 新入学用品費(入学後)について

前年度に新入学用品費(入学前)の支給を受けている方については、支給はありません。

※2 新入学用品費(入学前)について

この支給を受けた方については、翌年度に新入学用品費(入学後)の支給はありません。

※3 給食費について

欠席の連絡がなく給食が止められていない場合は、連続して4日目の欠席日から支給ができません。長期欠席の場合は、速やかに学校へご連絡ください。

※4 医療費について

次の6つの学校病が援助の対象となります。

- ①トラコーマ及び結膜炎
- ②白癬(水虫)・疥癬及び膿痂疹(とびひ)
- ③中耳炎
- ④慢性副鼻腔炎(ちくのう症)及びアデノイド
- ⑤う歯(むし歯)
- ⑥寄生虫病(虫卵保有を含む)